

○ 石川県警察審査請求手続規則の運用上の留意事項について

令和3年3月24日監甲達第10号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成28年3月25日付け監甲達第17号「石川県警察審査請求手続規則の制定について(通達)」

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき石川県公安委員会に対して行われる審査請求の手続については、対号により実施しているところであるが、この度、石川県警察審査請求手続規則（平成28年石川県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）が一部改正されることに伴い、下記のとおり同規則の運用上の留意事項を定めた本通達を本年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

記

1 制定の趣旨

この通達は、石川県公安委員会に対する審査請求の手続の解釈及び運用について、必要な事項を定めたものである。

2 規則関係

(1) 審査請求への対応（規則第3条関係）

法において、都道府県公安委員会が審査庁である場合には、審理員制度の適用を除外する規定が設けられており、当県においては、審理員制度は採用していない。

しかしながら、同法の審理員制度の趣旨を踏まえ、当県においては審理に関する事務を石川県警察本部警務部監察課長と当該審査請求事案に係る事務を所掌する石川県警察本部の課長等が対応することとしたので、互いに連絡を密にしながら、審査請求事実の調査、証拠の収集及び保全等の事務を補佐すること。

(2) 総代の互選の命令の方式等（法第11条、規則第5条関係）

複数人が共同で審査請求をする場合には、共同審査請求人は総代を選任することができるが、総代が選任されない場合であっても、審査庁は、必要と認めるときは、共同審査請求人に対して総代の互選を命ずることができる。

ア 総代の互選命令

審査庁が総代の互選が必要と認める場合には、共同審査請求人に対して、互選を命ずることができる。

イ 資格の有無等の確認

共同審査請求人から総代を互選した旨の通知を受けた審査庁は、添付された書面等により、総代の資格の有無を確認する。

ウ 解任の届出

共同審査請求人が総代を解任した場合には、審査庁は、共同審査請求人に対し、その旨の届出を求め、資格の喪失の有無を確認する。

(3) 参加の許可の通知等（法第13条、規則第6条関係）

審査庁は、利害関係人から審査請求への参加の申請があった場合には、参加の適否を判断し、参加を許可した場合には、他の審理関係人に通知する。

ア 利害関係人からの参加の許可申請

参加の許可申請については、審査請求に係る処分等の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有することについて説明を記載した申請書を提出するよう求め、申請者に対する許可申請の諾否は、文書により通知する。

イ 審査庁からの参加の求め

審査庁が具体的にどの範囲の利害関係人に参加を求めるかについては、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から、審査庁において適切に判断する必要があるが、審査請求が処分の相手方以外の第三者からされたものである場合には、当該処分の相手方の参加を求める。

利害関係人への参加の求めは、文書により行う。

ウ 参加人の代理人

代理人によって審査請求に参加する場合には、審査庁は、代理人の資格を証する書面の提出を求め、その資格の有無を確認する。

エ 参加の取下げ等

(ア) 参加の取下げ

参加人又は代理人から今後は参加しない旨の申出を受けたときは、参加を取り下げる旨の書面を提出することを求める。

なお、書面が代理人によって提出された場合は、当該代理人の資格を証明する書面を添付させる等により、特別の委任の有無を確認する。

(イ) 参加の許可の取消し

審査庁は、参加を許可し、又は参加を求めた後において、当該参加人が引き続き審査請求に参加することが適当でないと認める場合には、当該参加を取り消し、書面によりその旨を参加人に通知する。

(4) 補正の命令の方式(法第23条、規則第7条関係)

審査請求書の不備とは、必要的記載事項や添付書類の漏れや誤りである。

また、その内容が要領を得ないため、対象となる処分や不服の内容が明確でない場合や、提出通数が必要部数に満たない場合も、審査請求書の不備に該当する。

補正命令に際して定める「相当の期間」とは、当該不備を補正するのに社会通念上必要とされる期間をいい、社会通念に照らして不十分な期間である場合には、当該補正命令は不適法と解される。

(5) 執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等(法第25条、規則第8条関係)

ア 執行停止について

審査請求そのものは、その対象となった処分の効力やその後の手続に影響を与えるものではないが、事案によっては、その間の事態の進行に伴い、裁決で処分の取消し等があっても、もはや原状回復が困難となるなど、本来の審査請求の目的を達することが不可能となる場合が生じ得る。

このため、審査請求人の権利利益を保護するための暫定的な措置として、審査庁は、必要があると認める場合には、処分の執行の停止等の措置(執行停止)をとることができることとされている。

イ 審査請求人からの申立て

執行停止の申立ての方式については、法令上の定めはなく、審査請求の際に併せて執行停止の申立てをする場合には、審査請求書に執行停止を求める旨を付記して申立てをすることも許容される。

ウ 執行停止の決定

執行停止は、「必要があると認める場合」にすることができるものとされており、個々の事案に即して、審査請求人の権利利益と執行停止によって損なわれる公益を考慮しつつ、判断しなければならない。

(6) 執行停止の取消しの通知(法第26条、規則第9条関係)

執行停止の取消しについては、処分庁などの審理関係人による申立ては法令上認められておらず、審査庁の職権により判断されることになる。

(7) 審査請求の取下げの通知等(法第27条、規則第10条関係)

審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができるが、審査請求の取下げは、書面により行わなければならない。

審査請求を取り下げた場合、初めから審査請求がなかったのと同じ状態になり、審査請求期間内であれば、改めて審査請求することも排除されない。

審査請求の取下げがあったときは、提出された証拠書類その他の物件の提出者であることを確認した上で、速やかに規則に定める別記様式第1号の還付請書と引換えに返還しなければならない。

(8) 処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式(法第29条、規則第11条関係)

ア 弁明書の提出要求

弁明書の提出期限となる「相当の期間」とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間であり、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、当該審査請求に係る処分の性質等に応じた適切な期間を設定する必要がある。

イ 弁明書が提出されない場合

審査庁は、提出期限までに弁明書が提出されない場合において、更に一定の期間を示してその提出を求めたにもかかわらず、その期間内に弁明書が提出されなかったときは、審理手続を終結することができる。

弁明書の提出の再要求を行う際は、当該期間内に弁明書が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面により行う。

(9) 反論書等を提出すべき期間の通知(法第30条、規則第12条関係)

反論書及び意見書に係る規定は、簡易迅速かつ公正な審理のためには、審理関係人の主張内容が審理の冒頭に明らかになっていることが望ましいことから、その主張の内容を記載した書面の提出手続を整備するとともに、審理の遅延を防ぐ観点から、審査庁に、その提出期限の設定権限を与えたものである。

反論書又は意見書の提出期限となる「相当の期間」とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間である。

(10) 意見の陳述の機会供与の通知の方式(法第31条、規則第13条関係)

審査庁は、口頭意見陳述の開催においては、全ての審理関係人が出席することが可能な期日及び場所を指定することが求められる。

申立人等への通知は、書面により行う。

(11) 補佐人同伴の許可の通知（法第31条、規則第14条関係）

補佐人とは、申立人が外国人である等の場合に当該申立人の陳述の補佐をする者、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人等を援助する第三者や、申立人が法人の場合における当該法人の事務担当者などが該当する。

補佐人の帯同を許可するか否かは、審査庁の判断に委ねられるが、申立人の精神的・身体的状況等から判断して、審理を進める上で適当と認められる場合には、当然に許可をすべきものと考えられる。

補佐人の帯同の許可申請の方式等については、補佐人の氏名、住所、補佐人を必要とする理由等について記載した書面の提出を求める。

(12) 証拠書類等を提出すべき期間の通知（法第32条、規則第15条関係）

証拠書類等とは、審査請求人等が提出する証拠書類又は証拠物と、処分庁等が提出する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を指す。

証拠書類等については、審理の迅速性を確保するため、他の審理手続と併せて証拠書類等を提出すべき相当の期間（提出期限）を示すことが効率的であると考えられる。

(13) 物件及び証拠書類等の提出の通知等（法第32・33条、規則第16・17・18条関係）

審査庁は、申立て又は職権により、提出期限を付して、物件の提出要求を行う。

また、物件の提出を受けた時は、これを適切に管理・記録するとともに、審査請求人及び参加人に対して、物件の提出を受けた旨、通知する。

ア 手続の開始

(ア) 審査請求人又は参加人からの申立てによる場合

審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

(イ) 職権による場合

審査庁は、職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求めることができる。

イ 申立人への通知

審査庁は、申立てを受け、物件提出を求める必要性について判断した場合は、その結果を申立人に書面により通知する。

ウ 所持人への物件の提出の求め

申立てがあった場合で物件提出を求める必要性があると判断したとき、又は職権により物件を求めることとした場合は、当該物件の所持人に対し、提出を求める物件の内容、提出すべき相当の期間（提出期限）等を明示して、当該物件の提出を求める。

(14) 参考人の陳述及び検証の通知等（法第34・35条、規則第19・20条関係）

審査庁は、申立て又は職権により

- ・参考人の陳述及び鑑定の要求
- ・検証

を行うことができる。

これらの手続を行う場合、審査庁は、参考人、鑑定人、検証の対象となる場所の管理者等に手続実施のための協力依頼を行う。

ア 手続の開始

(ア) 審査請求人又は参加人からの申立て

審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより、必要な場所につき、検証をすることができる。

(イ) 職権による場合

審査庁は、職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

審査庁は、職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

イ 申立人への通知

(ア) 申立てへの判断についての通知

審査庁は、申立てを受け、参考人の陳述や鑑定を求め、又は検証を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

(イ) 検証日時等の通知

申立てを受けて検証を行う場合には、申立人に、検証を行う日時及び場所を通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

審査庁が、申立人による立会いが事実上不可能となるような通知をした場合（例えば、検証の対象となる場所が申立人の居住地から遠距離であるにもかかわらず、通知を検証の実施直前に行う等）や、申立人に検証に立ち会う機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

ウ 手続の実施

(ア) 参考人の陳述

審査庁は、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求めることができる。

参考人陳述を誰に求めるかについては、審査庁の判断に委ねられ、申立人が参考人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に参考人陳述を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審査請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意しなければならない。

参考人の陳述は、参考人が知っている事実の陳述を求めるものであり、当該事件について有する意見の陳述を求めるものではない。

(イ) 鑑定

申立てがあつた場合で鑑定を行う必要があると判断したとき、又は職権により鑑定を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

鑑定を誰に求めるかについては、審査庁の判断に委ねられ、申立人が鑑定人を指定して申立てをした場合であっても、合理的な理由がある場合には、異なる者に鑑定を求めることも許容されると解される。ただし、審理の公正性について審理請求人や参加人の疑念を招くことのないよう留意しなければならない。

ならない。

(ウ) 検証

申立てがあつた場合で検証を行う必要があると判断したとき、又は職権により検証を行うこととした場合は、関係者に協力を求め、手続を実施する。

(エ) 記録の作成

手続を行ったときは、遅延なく、その記録を作成する。

(15) 質問の通知等（法第36条、規則第21条関係）

審査庁は、申立て又は職権により、審理関係人に対して質問を行う。

ここにいう審理関係人への質問は、審理を効果的・効率的に進めるため、審査庁に、審理関係人の主張の趣旨・内容等について質問し、その説明を求める権限を認めたものである（審査請求人等に対する手続保障の観点から設けられている口頭意見陳述における申立人の処分庁等に対する質問（法31条第5項）とは異なる。）。

ア 申立人への通知

審査庁は、申立てを受け、質問を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に書面により通知する。

イ 記録の作成

質問を行ったときは、遅延なく、その記録を作成する。

(16) 意見の聴取の通知等（法第37条、規則第22条関係）

簡易迅速かつ公正な審理を実現するためには、争点等を整理し、審理手続を計画的に進めることが求められる。

審査庁は、事件が複雑である場合等において、迅速かつ公正に審理を行うため、審理関係人から審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができることとされており、必要に応じ、この意見聴取や審理関係人に対する質問も活用して争点等の整理を行い、審理を計画的に進めるよう努める。

意見聴取を実施したときは、遅延なく、審理予定を決定し、これらを審理関係人に通知する。

ア 意見聴取の必要性の判断

審査庁は、審査すべき事項が多数であり、又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審理手続の申立てに関する意見を聴取することができる。

イ 審理関係人への日程等の確認

意見聴取は、原則として、期日及び場所を指定し、審理関係人を招集して行う。

審理関係人が遠隔地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。

(17) 提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等（法第38条、規則第23条関係）

審査庁は、審査請求人又は参加人から、提出書類等の閲覧又は写し等の交付の求めを受けた場合は、交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認、提

出書類等の提出人の意見の聴取を経て、その実施について決定する。

ア 審査請求人又は参加人からの求め

(ア) 本手続の内容

審査請求人又は参加人による提出書類等の閲覧等の手続は、審査請求人又は参加人の手続保証の充実を図る見地から、これらの者が審査請求の審理において適切に主張・立証することができるよう、認められているものである。

(イ) 閲覧等の請求の方式

提出書類等の写し等の交付の求めは

- ・対象書面等を特定するに足りる事項
- ・交付の方法
- ・送付による交付を求める場合にあっては、その旨

を記載した書面を提出してしなければならない。

閲覧の求めの方式については、法令上の定めはないが、審理手続の円滑な進行を図る観点から、交付の求めと同様に、書面の提出を求めることが適当である。

(ウ) 手数料の減免申請

提出書類等の交付を受ける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において手数料（石川県手数料条例(平成12年石川県条例第75号)の定めるところによる。）を納めなければならない。

なお、審査庁は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

イ 閲覧又は写しの交付を拒むことができる「正当な理由」の有無の確認

閲覧等を拒むことができる「正当な理由があるとき」とは、具体的には、例えば、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、閲覧等により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合など、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条各号に規定する不開示事由と重なるものが想定される。

提出者から閲覧等を認めることが適当でない旨の意見が提出された場合であっても、審査庁は、閲覧等を拒む「正当な理由」が認められない場合には、これを拒むことはできない。

ウ 提出者への意見聴取

審査庁は、閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査庁が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

エ 閲覧又は写しの交付の可否の決定及び審査請求人等への通知等

上記イ及びウを踏まえ、閲覧等の求めの可否を決定し、速やかに、当該求めをした審査請求人又は参加人に通知する。

その際、閲覧の日時及び場所を指定する場合には当該日時及び場所を、写しの交付を認める場合には交付の方法、手数料の額及び納付方法等を、手数料の減免を求められていた場合には減免の可否を、併せて通知する。

オ 閲覧等の実施

提出書類等の閲覧をさせる際、指定した場所以外での閲覧や当該提出書類等の破損等を防止するため、立ち会うことが適当である。

写しを交付することも可能である提出書類等について、閲覧を受ける者が、カメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除いては、差し支えないものと考えられるので、適切に対応する。その際、庁舎管理上の制約等がある場合には、閲覧を受けようとする者に対して必要に応じ適切な説明をしなければならない。

(18) 手続の併合又は分離の通知（法第39条、規則第24条関係）

審査庁は、必要に応じて、複数の審査請求に係る審理手続を併合・分離する。

ア 審理手続の併合

(ア) 併合の判断

審査庁は、審理手続を行う複数の審査請求事件が、一の審理手続により審理を行うことが適当と認められる場合には、審理関係人のプライバシーの保護等を考慮しつつ、これらの審査請求に係る審理手続を併合する。

(イ) 併合後の手続

審理手続を併合した場合には、その旨を審理関係人に通知する。また、必要に応じて、審理関係人が所持していない弁明書等（当該審理関係人が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等）の写しを送付する。

イ 審理手続の分離

(ア) 分離の判断

併合した審理手続について、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認められるに至った場合には、審理手続を分離する。

(イ) 分離後の手続

審理手続を分離した場合には、その旨を審理関係人に通知する。

また、併合して審理を行っている過程で提出された証拠書類等については、各審査請求事件において、それぞれ証拠書類等として取り扱うことが適当と認められる場合には、適宜写しを作成するなど、その後の審理に支障が生じないように対応する必要がある。

なお、当該書類等の写しを作成した場合は、写しの作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載する。

(19) 審理手続の終結の通知の方式（規則第25条、法第41条関係）

審査庁は、必要な審理を終えたと認めるとき、又は審理手続を終結することが適当と認めるときは、審理手続を終結させる。

また、審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続が終結した旨を通知する。

ア 審理手続の終結

(ア) 必要な審理を終えた場合

審査庁は、当該審査請求事件について必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。

(イ) 主張等の機会が履行されなかった場合

審査庁は、審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、そ

の機会が履行されない場合は、審理手続を終結することができる。

イ 審理関係人への通知

審査庁は、審理手続を終結したときは、手続の透明性を確保する観点から、その旨等を審理関係人に対し通知する。

(20) 裁決書の謄本の送達的方式等（法第51条、規則第26条関係）

ア 送付による送達

審査請求人（処分の相手方以外の者がした審査請求で、裁決内容が処分の全部又は一部の取消・撤廃・変更である場合には、審査請求人及び処分の相手方）に対し、裁決書の謄本を送付することにより送達する。

その場合、審査庁が原本と相違ないことを記名押印を付して証した書面を、郵送や送達を受けるべき者に直接交付する等の方法により行うこととする。

イ 公示送達

送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

ウ 参加人及び処分庁等への送付

審査請求人に対する裁決書の送達にあわせて、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合は不要）に対しても、裁決書の謄本を送付する。

3 その他

(1) 処分書及び決定書の教示文例については、別紙のとおりである。

(2) 規則で定める各種文書の用紙の大きさについては、「日本産業規格 A 列 4 番」とする。

なお、審査請求人等が提出した文書については、本通達で求める必要事項が記載されておれば足り、用紙の大きさ及び様式は問わない。

別紙

石川県警察審査請求手続規則の全部改正に伴う教示文例について

1 不服申立てをすべき行政庁等の教示の例

(1) 通常の場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(2) 審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(3) 審査請求及び再調査の請求のいずれもできる場合で、かつ、審査請求を経た後でなければ取消訴訟の提起ができない場合

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対する再調査の請求又は石川県公安委員会に対する審査請求のいずれかの不服申立てをすることができます。

なお、再調査の請求をした場合は、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることはできませんが、次のいずれかに該当する場合は、この決定を経ずに審査請求をすることができます。

(1) 再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても、石川県公安委員会が当該再調査の請求につき決定をしないとき。

(2) その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審

査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。